

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年8月30日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー種市店 九戸郡洋野町種市第23地割字小橋90番地1

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和6年5月17日

オ 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年8月5日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び洋野町役場

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 宮城建設株式会社

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) 株式会社ユニバース

(エ) 株式会社薬王堂

(オ) トヨタカローラ岩手株式会社

(カ) アコール株式会社

(キ) 株式会社コナカ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 久慈ショッピングセンター 久慈市長内町第33地割11番地1ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

エ 変更の年月日

(ア) 令和6年5月17日ほか

(イ) 令和5年4月25日ほか

オ 変更の理由

(ア) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の新規出店及び撤退のため

(2) 届出年月日 令和6年8月15日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所